

3 和解記録は、刑事被告事件の終結後は、当該被告事件の第一審裁判所において保管するものとする。

(個人特定事項の秘匿)
第二十二条 裁判所は、刑事被告事件の手続において
された合意をした者

訴訟記録等 の閲覧等	正本、謄本若しくは抄本の 交付	当事者	第百三 十三条 の四 第七項
犯罪被害者等の権利利益の 保護を図るための刑事手続 に付随する措置に関する法 律第十九条第一項若しくは 第二項の規定による申立て に基づき公判調書に記載さ れた合意をした者	交付		

規定する民事上の争いについての「刑事訴訟手続における和解に関する手続並びにその手続」と読み替えるものとする。

本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。)をもつてするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してもするもの(当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受取裁判官又は裁判所書記官に対するものと含む)については、当該法令の規定にかかる規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

第三十五条（審理）
前項の規定により口頭弁論をしない場合に、裁判所は、当事者を審尋することができる。
第三十五条 刑事被告事件について刑事訴訟法第三百三十五条第一項に規定する有罪の言渡しがあつた場合（当該言渡しに係る罪が第二十四条第一項各号に掲げる罪に該当する場合に限る。）には、裁判所は、直ちに、損害賠償命令の申立てについての審理のための期日（以下「審理期日」という。）を開かなければならない。ただし、直ちに審理期日を開くことが相当でないと認めるときは、裁判長は、速やかに、最初の審理期日を定めなければならない。
審理期日には、当事者を呼び出さなければならぬ。

者が出頭する審理期日において主文及び理由の要旨を口頭で告知する方法により、損害賠償命令の申立てについての裁判を行うことができる。この場合においては、当該裁判の効力はその告知がされた時に生ずる。

裁判所は、前項の規定により損害賠償命令の申立てについての裁判を行つた場合には、裁判官に、第一項各号に掲げる事項を調書に記載せねばならない。

第五章

第三節 異議等

(異議の申立て等)

第三十八条 当事者は、損害賠償命令の申立てについての裁判に対し、前条第三項の規定によることなく、送達又は同条第四項の規定による告知を受けた日から二週間の不変期間内に、裁判所に異議の申立てをすることができる。

で、決定で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。

前項の規定による移送の決定及び当該移送の申立てを却下する決定に対しても、即時抗告をすることができる。

(記録の送付等)

第四十条 前条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされたときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見(刑事被告事件に係る訴訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見)を聴き、第三十五条第四項の規定により取り調べた当該被告事件の訴訟記録(以下「刑事関係記録」という。)中、関係者の名誉又は生活の平穏を著しく害するおそれがあると認めるもの、捜査又は

3
は、当該申立て等を書面等をもつてするものとの規定に相当する書面等をもつてされたものとみなして定する。当該申立て等に関する法令の規定を適用する。第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられかたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に提出せらるべ。

に在る。規則 3

損害賠償命令の申立てについては、特別の事情がある場合を除き、四回以内の審理期日において、審理を終結しなければならない。

4 裁判所は、最初の審理期日において、刑事被告事件の訴訟記録のうち必要でないと認めるものを除き、その取調べをしなければならない。
(審理の終結)

第三十六条 裁判所は、審理を終結するときは、

2 裁判所は、異議の申立てが不適法であると認めるときは、決定で、これを却下しなければならない。

3 前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

4 不適法な異議の申立てがあつたときは、損害賠償命令の申立てについての裁判は、仮執行の宣言を付しておつゝと余され、そつ執行をやめる。

2
公半に支障を及ぼすおそれがあると認めるものその他前条第一項の地方裁判所又は簡易裁判所に送付することが相当でないと認めるものを特定しなければならない。

裁判所書記官は、前条第一項の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判所書記官に対し、損害賠償命令事件の記録（前項の規定により裁判所が特定したものを除く。）を送付しなければならぬ

4
到達したるものとする。
第一項の場合において、当該申立て等に關する他の法令の規定により署名等（署名、記名押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることがとことされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかるらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めることにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

審理期日においてその旨を宣言しなければならない。
(損害賠償命令)

第三十七条 損害賠償命令の申立てについての裁判(第二十八条第一項の決定を除く。以下この条から第三十九条までにおいて同じ。)は、次に掲げる事項を記載した決定書を作成して行わなければならない。

一 主文

二 請求の趣旨及び当事者の主張の要旨

言を付してからそのを除く。そのときは、損害賠償命令の申立てについての裁判は、確定判決と同一の効力を有する。

民事訴訟法第三百五十八条及び第三百六十条の規定は、第一項の異議について準用する。

(訴え提起の擬制等)

第三十九条 損害賠償命令の申立てについての裁判に対し適法な異議の申立てがあつたときは、損害賠償命令の申立てに係る請求については

(異議後の民事訴訟手続における書証の申出の
特例)

第四十一条 第三十九条第一項の規定により訴え
の提起があつたものとみなされた場合における
前条第二項の規定により送付された記録につい
ての書証の申出は、民事訴訟法第二百十九条の
規定にかかわらず、書証とすべきものを特定す
ることによりすることができる。
(異議後の判決)

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係る

項一報

その目的の価額に従い、当該申立ての時に、当該申立てをした者が指定した地（その指定がなさいときは、当該申立ての相手方である被告人の普通裁判籍の所在地）を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に訴えの提起があつたものとみなす。

第四十二条 仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第三十九条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合において、当該訴えについてすべき判決が損害賠償命令の執行を妨げることとなるときは、その判決の執行を停止する。

の法律その他の法令の規定による損害賠償命令の事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本を謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもつてするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

あると認めるときは、申立てにより又は職権で、担保を立てて、又は立てないで仮執行力を有することができる事を宣言することができる。
第一項の決定書は、当事者に送達しなければならない。この場合においては、損害賠償命令

す。この場合においては、第二十四条第二項の規定を訴状と、第二十五条の規定による送達を訴状の送達とみなす。

2 賠償命令と符合するときは、その判決において、損害賠償命令を認可しなければならない。ただし、損害賠償命令の手続が法律に違反したものであるときは、この限りでない。

前項の規定により損害賠償命令を認可する場合においては、訴訟費用を賠償する

第二節 審理及び裁判等

(任意的)口頭弁論
第三十四条 損害賠償命令の申立てについての裁判は、口頭弁論を経ないですることができる

4 達された時に生ずる。
裁判所は、相當と認めるときは、第一項の規定にかかるわらず、決定書の作成に代えて、当事

3 第一項の地方裁判所又は簡易裁判所は、その管轄に属する訴えに係る訴訟の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権

は依る訴えについて第三十九条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における当該訴えについてすべき判決において

は、損害賠償命令を取り消さなければならぬ。

民事訴訟法第三百六十三条の規定は、仮執行の宣言を付した損害賠償命令に係る請求について第三十九条第一項の規定により訴えの提起があつたものとみなされた場合における訴訟費用について準用する。この場合において、同法第三百六十三条第一項中「異議を却下し、又は手形訴訟」とあるのは、「損害賠償命令」と読み替えるものとする。

第四節 民事訴訟手続への移行
第四十三条 裁判所は、最初の審理期日を開いた後、審理に日時を要するため第三十五条第三項に規定するところにより審理を終結することが困難であると認めるときは、申立てにより又は職権で、損害賠償命令事件を終了させる旨の決定をすることができる。

るまでは、申立人から、損害賠償命令の申立てに係る請求についての審理及び裁判を民事訴訟手続で行うことを求める旨の申述があったとき。

3
4 知があるまでに、当事者から、当該申立てに係る請求についての審理及び裁判を民事訴訟手続で行うことを求める旨の申述があり、かつ、これについて相手方の同意があったとき。
前一項の決定及び第一項の申立てを却下する決定に対しては、不服を申し立てができるない。
第三十九条から第四十一条までの規定は、第一項又は第二項の規定により損害賠償命令事件が終了した場合について準用する。

(損害賠償命令事件の記録の閲覧等)

第四十四条 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、損害賠償命令事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は損害賠償命令事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。

方法により一定の事項を記録した物を含む。)に
関しては、適用しない。この場合において、
(レコード等)の各事項又は別表(同様の)の項目

これらの場合について当事者又は利害関係を説明した第三者の請求があるときは、裁判所書記官は、その複製を許さなければならぬ。
3 前二項の規定にかかるわらず、刑事關係記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下この条において「閲覧等」という。）の請求については、裁判所が許可したとおりに限り、「する」ことができる。
判決執行は、当事者又は代理人の請求によつて

表半所は当事者がから刑事開闢詫銭の開闢等の許可の中立てがあつたときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見（刑事被告事件に係る訴訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見）を聴き、不当な目的によるものと認める場合、関係者の名譽又は生活の平穏を著しく害するおそれがあると認める場合、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他相当でないと認める場合を除き、その閲覧等を許可しなければならない。裁判所は、利害関係を疎明した第三者から刑

事関係記録の閲覧等の許可の申立てがあつたときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見（刑事被告事件に係る訴訟が終結した後においては、当該訴訟の記録を保管する検察官の意見）を聴き、正当な理由がある場合であつて、関係

者の名譽又は生活の平穏を害するおそれの有無、捜査又は公判に支障を及ぼすおそれの有無その他事情を考慮して相当と認めるときは、その閲覧等を許可することができる。
損害賠償命令事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、当該記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができない。
第四項の申立てを却下する決定に対しても、即時抗告をすることができる。
第五項の申立てを却下する決定に対しても、不服を申し立てることができない。

第四十五条 特別の定めがある場合を除き、損害

賠償命令事件に関する手続については、その性質に反しない限り、民事訴訟法第一条、第十四条、第一編第二章第三節、第三章（第四十五条第五項各号及び第四十七条から第五十一条までを除く。）、第四章（第七十一条第二項を除く。）、第五章（第八十七条、第八十七条の二、第九十一条から第九十一条の三まで、第九十二条第十九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第二

第三款、第九十四条、第一百六十二条第二項、第四節	第三款、第一百十一条、第一百六十六条及びに第一百八条を除く。）、第六章（第一百三十二条の六第三項及び第一百三十二条の七を除く。）及び第八章（第一百三十三条の二第五項及び第六項並びに第一百三十三条の三第二項を除く。）、第二編第一章（第一百三十四条、第一百三十四条の一、第一百三十七条第二項及び第三項、第一百三十八条第一項、第一百三十九条、第一百四十条、第一百四十五条及び第一百四十六条を除く。）、第三章（第一百五十一條第三項、第一百五十六条の二、第一百五十七条の二、第一百五十八条、第一百五十九条第三項、第一百六十条第二項、第一百六十一条第三項及び第二節を除く。）、第四章（第一百八十五条第三項、第一百八十七条第三項及び第四項、第一百五十五条第二項、第一百五十六条第二項、第一百三十五条第一項ただし書並びに第一百三十六条を除く。）、第五章（第一百四十九条から第一百五十五条まで、第一百五十六条第三項各号並びに第一百五十九条第一項及び第二項を除く。）及び第六章（第一百六十二条第一項第一号、第二号及び第四号から第六号までを除く。）の規定を準用する。
第五項 第四十九条 第四十次に掲げる	第五項 第四十九条 第四十次に掲げる
損害賠償命令事件 (犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第三十一条第一項に規定する損害賠償命令事件をいう。以下同じ。)の記録 (同法第四十条第一項に規定する刑事関係記録に係る部分を除く。以下同じ。)の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しく	損害賠償命令事件 (犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第三十一条第一項に規定する損害賠償命令事件をいう。以下同じ。)の記録 (同法第四十条第一項に規定する刑事関係記録に係る部分を除く。以下同じ。)の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しく
第三項 第二項 第一百三十三条 規則で定める方法	第三項 第二項 第一百三十三条 規則で定める方法
第十三条 訴訟記録等(訴訟記録書又は電子調査書)による第一項の処分の申立てに係る事件の記録をい	第十三条 訴訟記録等(訴訟記録書又は電子調査書)による第一項の処分の申立てに係る事件の記録をい

定による措置をとった場合において、起訴状に記載された個人特定事項のうち起訴状・抄本等に記載がないものが同条第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときは、損害賠償命令事件に関する手続において、前条において準用する民事訴訟法第百三十三条第二項に規定する秘匿事項のほか、当該個人特定事項について、決定で、その全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる。刑事被告事件の手続において、刑事訴訟法第三百十二条の二第三項の規定による措置をとった場合において、訴因変更等請求書面に記載された個人特定事項のうち訴因変更等請求書面抄本等に記載がないものが同法第二百七十七条の二第一項第一号又は第二号に掲げる者のものに該当すると認める場合であつて、相当と認めるときも、同様とする。

2 従前の例による平成二十九年改正前刑法第七十八条の二の罪若しくはその未遂罪、従前の例による平成二十九年改正前刑法第八十一条第三項の罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十四条の罪若しくはその未遂罪に係る事件は、新犯罪被害者等保護法第二十二条第一項及び第四十六条第一項の規定の適用については、新刑事訴訟法第二百七十七条の二第一項第一号イに掲げる事件とみなす。

訴訟記録等の存損害賠償命令事件の記録等
するの存する

訴訟記録等の 閲覧等	有する 閲覧若しくは謄写、その正本、 謄本若しくは抄本の交付又 はその複製
---------------	--

と、同表第百三十三条の四第二項の項中

必 置 決 定 と の は	に 係 る 訴 訟 記 録 の 閲 覧 等
	の 正 本 、 謄 本 若 しく は 抄 本 の 交 付 又 は そ の 複 製

二 第二条 中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、同法第二十一条の「賛本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十四条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十八条第一項の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く)、第四十七条中鉄道抵当法第四十二条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定(公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日)を施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二条の規定及び第三百八十八条の規定

二 第二条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定、同法第二十一条の「賛本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十四条第一項第三号の改正規定、同法第一百八十八条第一項の改正規定、同法第一百八十九条の改正規定及び同法第一百九十三条第一項の改正規定、第十二条、第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十二条第四項の改正規定を除く)、第四十七条中鉄道抵当法第四十二条の改正規定及び同法第四十三条第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定(公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日)を施行する。

(施行期日)

附 則 (令和五年六月二三日法律第六六号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を経過した日から施行する。

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 附則第二条第一項の規定によりなお從前の例によることとされる場合における旧刑法第七百七十六条规定から第七百七十八条までの罪は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二十二条の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律第二十四条第一項の規定の適用については、同項第二号イに掲げる罪とみなす。

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定
二 第一条中民事執行法第二十二条第五号の改正規定、同法第二十五条の改正規定、同法第六条の改正規定、同法第二十九条の改正規定
(「の謄本」の下に、「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一条第一項第三号の改正規定、同法第一百四十一一条第一項第三号の改正規定、同法第八十一条第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第八十三条の改正規定、同法第八十九条の改正規定及び同法第九十三条第一項の改正規定、同法第一百九十三条第一項の改正規定、同法第三十三条、第三十四条、第三十六条及び第三十七条の規定、第四十二条中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九条第二項の改正規定、第四十五条の規定(民法第九十八条第二項及び第一百五十一条第四項の改正規定を除く。)、第四十七条中鉄道抵当法第四十一条の改正規定及び同法第四十三条の第三項の改正規定、第四十八条及び第四章の規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律第二条の改正規定、第九十一条の規定、第一百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第一百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日